【研究論文】

学校法人における会計基準の改正と財務指標に関するレビュー

河合 晋*

要旨

2013 年に学校法人会計基準の一部を改正する省令(文部科学省令第15号)が交付され、私立大学・短大など大臣所管学校法人に対しては、2015 年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から、新学校法人会計基準が適用された。改正においては、「収支の均衡」や「永続的な維持を可能にする」制度は堅持され、学校法人会計の理念は継承された。今回の改正の目的は、学校法人の財務情報の開示が推進された結果、学校法人が社会に対して説明責任を果たすための表示基準を改正することにある。本稿では、学校法人会計基準の改正と財務指標に関してレビューを行い、愛知県内に限定して学校法人の財務分析の結果の一部を示す。

キーワード:学校法人、会計基準、財務情報の公開、財務指標、財務分析

I. はじめに

2013 年に学校法人会計基準が約 40 年ぶりに改正 され、2015年度以降の会計年度に係る会計処理及び 計算書類の作成から適用された。改正においては、 「収支の均衡」や「永続的な維持を可能にする」制 度は堅持され、学校法人会計の理念は継承された。 今回の改正の目的は、学校法人の財務情報の開示が 推進された結果、学校法人が社会に対して説明責任 (アカウンタビリティ) を果たすための表示を分か り易くすること、及びキャッシュ・フロー計算書な どの企業会計の考え方を取り入れることにある。本 稿では、学校法人の会計制度について、私学助成の 背景と現状から特徴を述べ、改正のきっかけとなっ た財務情報の開示について言及する。その後、学校 法人会計基準の改正の概要と理由、及び財務指標に 関してレビューしてから、愛知県内に限定して学校 法人の財務分析の結果の一部を示す。

Ⅱ. 学校法人の会計制度

1. 私学助成の背景と現状

「私立学校は、公共性が極めて高く、安定性、継続性が求められ、利益の追求が目的ではなく、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするため収支の均衡を図ることが求められていることなど、私立学校の特性を踏まえた制度設計がなされている」¹⁾

点で、企業会計や他の非営利法人会計の制度と異な る。1970年に私立大学等経常費補助金が創設され、 私立大学等の人件費を含む教育研究に係る経常的経 費に対する補助が開始されたのに伴い、1971年に学 校法人会計基準が制定された。私立大学ごとに異な る会計処理を認めていては補助金の公平な配分は成 しえないのであるから、統一的な会計基準に基づい た会計書類を作成させることで、私学助成における 経常費補助金配分の基礎とすることが目的である。 その後、人件費の上昇などによる経常費の増大で、 私学財政は支出超過が増幅した。一方で、高等教育 に対する需要が急速に高まる中で、私立大学が入学 者の大半を受け入れざるを得ない事情もあった。そ こで、私立学校法第59条が改正され、1975年に私 立学校振興助成法が成立し、国又は地方公共団体か ら経常費補助金の交付を受ける学校法人については、 学校法人会計基準が適用されることとなった(私立 大学振興助成法第14条第1項)。当時の国会では、 私学助成において経常費の50%を補助することを付 帯決議した(参議院文教委員会、1975年7月1日) が、補助割合は1980年(昭和55年)度の29.5%を ピークに減少し、2014年(平成26年)度の補助割 合(一般補助と特別補助で、復興特別会計は除く) は10.1%に留まっている(図1)。

経常費補助金の一般補助は、専任教員数等や学生 数に単価を乗じて決定されるが、2015 年度では私立 大学 604 校、短大 328 校などのうち、日本大学の約

^{*}岡崎女子短期大学

95 億を筆頭に上位 60 校で配分額の 50%を占める状況にある。また、私立大学等に対する補助金の配分方式について、1983 年より特別補助の助成総額に占める割合を高める方策がとられるようになった(行政改革に関する第5次答申(最終答申)、臨時行政調査会)が、2016 年度の特別補助の助成総額に占める割合は14.3%、総額 451.1 億円に過ぎない。

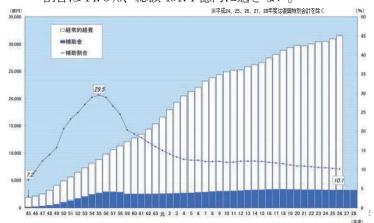
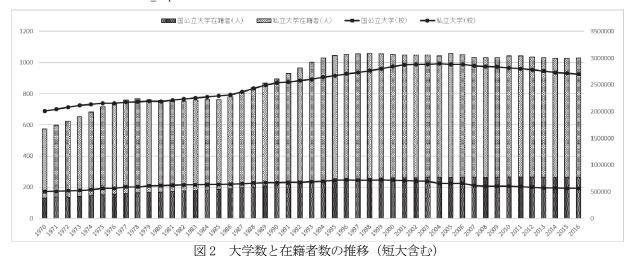


図1 経常費補助金と補助割合の推移

(出所) 文部科学省 (2016)「私立大学の財政基盤について」(私立大学等の振興に関する検討会議 (第4回) 配布資料2) p.5 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/073/gijiroku/_ics Files/afieldfile/2016/07/05/1374022_02.pdf (2017/11/18 取得)

補助割合が急激に減少し、平成に入ってからは 15%を切り、その後は10%に向けて徐々に減少して いる理由は明らかである。ピーク時の1980年度の経 常費補助金は2,605億円、2014年度は3,184億円で あり、その間の教育研究における経常的経費の増加 (図 1) や、大学数及び大学在籍者数の劇的な増加 (図 2) に対し、経常費補助金は微増に留まってい るからである。そして、近年は補助割合の前年度比 減が続いている。図2によると、2016年度の国公立 大学(短大含む、以下同じ)194校に対し、私立大 学(短大含む、以下同じ)は924校で国公立大学の 4.76 倍となる。また、2016 年度の在籍者は、国公立 大学 767,664 人に対し、私立大学は 2,234,420 人で 国公立大学の 2.91 倍となる。 高等教育が量的に拡大 しユニバーサル化した中で、圧倒的に私立大学がそ の量的負担を担っている。その私立大学に助成され る経常費補助金は長らく 3,000 億円強で頭打ちであ るが、その間に私立大学数や私立大学在籍者数は増 加し、経常的経費は総額で3兆円を超すようになっ た。その結果、補助割合は下がり続け、また1校当 たりの補助金も減額されていることがわかる。



(出所) 文部科学省「学校基本調査 (年次統計)」http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843 (2017/11/18 取得) から筆者作成

2. 特徴

高等教育のユニバーサル化は我が国だけの現象ではない。先進各国では高等教育に対する財政負担が課題となっている。高等教育における「質および量の問題を公的財政負担でもって解決しようとするタイプをヨーロッパ型、量の問題は州立大学によって、また質の問題はハイレベルな私立大学によって対処

するタイプをアメリカ型、そして質は公的財政投入 (すなわち国立大学)に、量は家計負担(私立大学) に依存するタイプを日本型としたとき、公的負担で 質を充実させる一方で家計の負担により量的拡大を 進めるかたちの解決策を選択したのは日本だけであ る」との指摘がある²⁾。すなわち、我が国における 高等教育の量的拡大という側面からは、私立大学在 籍者の受益者負担という考え方を背景にその充実が 図られてきた。経常費の補助割合が 50%どころか 10%に留まる中で、私立大学はその収入の 7 割程度 を占める学生納付金を中心とした自己資金でもって 経常的経費を賄い、かつ将来の教育研究に必要な設 備投資を行わなければならない。

そこで、学校法人の会計制度では、第一に「収支 の均衡」した安定性や継続性を求められるのが特徴 となる。学校法人では「資金収支計算書」と「事業 活動収支計算書」の2種類の収支計算書類が作成さ れる(附属書類として「活動区分資金収支計算書」 も作成される)。「資金収支計算書」は、学生から納 付された資金などを研究教育活動に有効に投下し、 その結果、支払資金の保有状況がどのようになった かを把握することが重視される(学校法人会計基準 第6条)。また、「事業活動収支計算書」は、当該会 計年度の事業活動ごとに対応する事業活動収支と、 基本金組入後の事業活動収支の均衡状態が明らかに される (同第15条)。学校法人の継続性の観点から は、過大な支出超過は好ましくない。一方で、一定 以上の教育水準を確保するため余剰資金は必要以上 に留保すべきではなく、できるだけ教育研究に投資 していくべきである。このため、収支は長期的に均 衡していることが適当であり、その均衡状況の確保 が重視される3)。

ここで、学校法人の「永続的な維持を可能にする」 には、将来に向かって教育研究に必要な設備投資の 資金準備が必要となる。「高等教育拡大の必要性は感 じながらも、それに対する公的支出の負担をできる かぎり避けようとする姿勢を国側がとるのであれば、 その受け皿となる私立大学の永続を可能とするよう な会計基準、すなわち資金留保を目的とする会計基 準を設けることが必要」⁴⁾ なのである。「事業活動収 支計算書」では、事業活動収入の額から事業活動支 出の額を控除し、その残額から基本金組入額が控除 される(同第16条第3項)。基本金とは、「学校法人 が、その諸活動に基づき必要な資産を継続的に保持 するために維持すべきものとして、その事業活動収 入のうちから組み入れた金額」(同第29条)のこと で、学校の基本金対象資産の金額を陰で支える貸方 勘定であり、時の経過とともに減少しない、理事会 が決定する概念的な金額である 5。基本金組入前当 年度収支差額(旧基準では帰属収支差額)は、取得 原価主義や発生主義に基づく企業会計の当期純損益 に近い概念であるから、「利益の先取り」と解される。

学校法人会計の第一の特徴である収支均衡は、学 校が獲得した事業活動収入は事業活動支出で学生に 還元し、収支を均衡させる意味であるが、実務的に は、収支は多少プラスの形で学校運営することが望 ましい 6)。この余剰資金を基本金に移転する、すな わち将来に必要な設備投資の原資を確保する制度は、 事業活動収入のうち学校法人の永続的維持のために 必要不可欠となる資産の源泉収入を事業活動支出に 充当させないため⁷⁾である。よって、同第29条は、 健全な学校運営のための資産は常に自己資金で取得 することを規定している。ここに、学校法人会計基 準に特有の、そして最大の特徴がある。学校法人会 計基準の設定趣旨や特徴から考えるに、助成する側 からは「経常費補助金配分の基礎」にあるが、学校 法人側からすれば、基本金を組入れた後に収支均衡 するだけの学校運営に努める必要があること、それ ができない場合には、自己資金で将来の教育研究に 必要な資産の取得ができないこととなり、公共性を 有する高等教育の担い手としての維持・発展に疑義 が生じ、永続できない学校法人となることを意味す る。

Ⅲ.財務情報の開示

1. 財務情報の一般開示

学校法人においては、「会計」に対する意識が薄い と思われることもある。学校法人会計基準設定当初 の学校法人財務基準調査研究会(1970)「学校法人の 財務基準の調査研究について」では、「会計は、学校 法人においては財政の計画およびその実行結果を明 らかにするための不可欠な手段であり、また、法人 が学校の運営について教職員、校友等関係者の理解 と協力を確保するために有効な媒体となりうるもの であり、さらに、国や地方公共団体等が、広く一般 の理解と支持のもとに適切な私学振興方策を実施す るうえでの重要な情報源である」⁽¹⁾ としている。こ こに書かれていることは、「会計の情報提供機能」が 中心だと解することができる。今日、多くの学校法 人は大規模化し、学内外を取り巻く環境は拡大して いる。学校法人を取り巻く利害関係者は、学生、保 護者、教職員、受験生、国や地方公共団体、取引業 者、金融機関、地域住民等が存在し、特に地域社会 に果たす役割は増大している。「18歳人口が減少し、 定員未充足の学校法人や帰属収入で消費支出を賄え ない学校法人が増加している中、教育という公共性 が高い事業を行っている学校法人の経営状況に関して、一般社会に対する説明責任が一層求められている」のであり、「近年財務情報の公開が進展するに伴い、財務書類が学費負担者等一般の人から見てわかりやすいものであることが求められている」⁸⁾ ということである。

2004年に私立学校法が一部改正され、学校法人は、 会計書類、事業報告書、監査報告書等を各事務所に 備え置き、在学者その他の利害関係人から請求が あった場合には、原則閲覧に供しなければならない (私立学校法第47条第2項)とされた。文科省(2004) 「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う 財務情報の公開等について」では、「法律による義務 付けの内容に加えて積極的に外部へ情報提供を行う 場合の財務書類の記載内容については、各学校法人 において適宜判断されたい」とし、文科省(2005) 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作 成について(通知)」(17 高私参第1号)では、「法 律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、 それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として 学内広報やインターネット等を活用することや、説 明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算 書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属 収支差額(基本金組入前差額)を算出し説明するこ となど、様々な取組や工夫により、積極的な公開が 期待されること」が示されている。このように、法 定された学校法人の情報公開に加え、インターネッ ト等を通じて広くディスクローズし、学校法人の経 営状況に関する説明責任を求めている。学校法人の 経営者は、経常費補助金の原資が税金であることか ら、その説明責任は広く国民に対してあること、学 校法人会計基準の特徴が、「安定性」「継続性」「永続 性」にあることを強く認識し、学生や保護者等に対 する受託責任を果たすためにも、より積極的な財務 情報の開示を望みたい。

2. 開示の現状

毎年、学校法人の財務情報の開示状況が公開される。文科省(2017)「平成28年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について(通知)」によれば、2016年10月1日現在の663法人のホームページによる財務情報の公開はほぼ100%に近く、多くの学校法人が財務状況を経年推移やグラフ等で示し、財務比率を用いて分析した資料を掲載している(表1)。

表1 財務情報の公開状況と工夫等

財務情報の一般公開の状況					
大学法人	短大法人等	合計			
553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)			
281 (50.7%)	31 (28.4%)	312 (47.1%)			
69 (12.5%)	23 (21.1%)	92 (13.9%)			
一般公開にあたっての工夫等					
大学法人	短大法人等	合計			
467 (84.3%)	78 (71.6%)	545 (82.2%)			
371 (67.0%)	63 (57.8%)	434 (65.5%)			
487 (87.9%)	84 (77.1%)	571 (86.1%)			
435 (78.5%)	70 (64.2%)	505 (76.2%)			
			414 (74.7%)	66 (60.6%)	480 (72.4%)
386 (69.7%)	77 (70.6%)	463 (69.8%)			
541 (97.8%)	107 (98.2%)	648 (97.9%)			
	大学法人 553(99.8%) 281(50.7%) 69(12.5%) こあたってのエ 大学法人 467(84.3%) 371(67.0%) 487(87.9%) 435(78.5%) 414(74.7%) 386(69.7%)	大学法人 短大法人等 553(99.8%) 109(100.0%) 281(50.7%) 31(28.4%) 69(12.5%) 23(21.1%) にあたっての工夫等 大学法人 短大法人等 467(84.3%) 78(71.6%) 371(67.0%) 63(57.8%) 487(87.9%) 84(77.1%) 435(78.5%) 70(64.2%) 414(74.7%) 66(60.6%) 386(69.7%) 77(70.6%)			

(出所) 文科省 (2017) 「平成 28 年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について (通知)」pp. 1-4 から抜粋

上記の結果は、663 法人へのアンケートに基づい ているが、筆者が実際に愛知県内の大学、短大を中 心にホームページを検索したところ、「大学等の HP のトップページから財務情報のページに容易に到達 できるようにしている」に関しては、97.9%に達す ることは到底ない。「各大学におけるサイト上の計算 書類等の公開方法は、利用者の計算書類の理解力に 大きな影響を及ぼす可能性があるとともに、各学校 法人による学校法人会計に対する姿勢を反映してい る」 のであり、「容易に到達」は当該アンケート回 答者の主観によるところが大きい。学校法人の利害 関係者の多くは、その独特の会計制度を理解してい ない可能性が高いことから、「各科目を平易に説明す る資料」や「学校法人会計の特徴や企業会計との違 い等を説明している資料」を付す行為は、学校法人 の財務情報を伝達しようとする基本姿勢が表れてい ると考えられる。例えば、学校法人松本学園(松本 大学など)は、新学校法人会計基準が適用される2015 年度の情報公開において、「財務情報の詳細」(2) とし て自らの財務情報の右に解説を加える工夫をしてい る。こうした学校法人の財務情報は、過去7年~10 年前からの情報も同時に開示されており、経年比較 を容易にしていることが共通点として挙げられる。 学校法人会計への意識の高さや、自らの学校法人経 営への自信の表れと見てとれる。表1のように、「各 科目を平易に説明する資料」や「学校法人会計の特 徴や企業会計との違い等を説明している資料」は、 まだ約 1/3 の学校法人に改善する余地がある。文科 省においては、私立学校法第47条第2項の規定は、

学校法人に義務付ける最低限の情報公開の内容との 位置づけであり、他の学校法人の情報公開が進んで いく中、情報公開後進校となれば社会一般から信頼 される学校法人となることは不可能であろう。

Ⅲ. 会計基準の改正

1. 改正の目的

2013年に学校法人会計基準の一部を改正する省令 (文部科学省令第15号)が交付され、新学校法人会 計基準が、私立大学・短大など大臣所管学校法人に 対しては2015年度以降の会計年度に係る会計処理 及び計算書類の作成から適用された(私立幼稚園・ 高校などの知事所管学校法人には2016年度からの 適用)。これに伴い、同年に「学校法人会計基準の一 部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(25 高私参第8号)、「「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)」(25 高私参第9号)が出されている。これまで、1987年、2005年、2010年と一部改正はあったものの、今回の改定は約40年 ぶりの大幅なものとなっている。

改正の趣旨は、文科省 (2013)「学校法人会計基準の一部改正について (通知)」(25 文科高第 90 号)によると、「私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着している」が、「制定以来 40 年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組み」(3) が求められているとしている。

前段に関しては、営利追求を目的とする企業の会計基準であれば、利益を正確に測定し、投資家や債権者に対して企業活動の結果を報告することが主目的となるが、学校法人の会計基準は経常費補助金を適切に配分することが目的であったという違いがある。よって、損益計算ではなく「収支の均衡」が重視され、加えて「利益の先取り」である基本金制度に代表されるように、私学の財政基盤の安定に役立つように設計されている。そうした独特の会計基準が、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する会計基準として40年以上に渡って実務に定着し、その財務情報がそのまま公開されていった経緯がある。

後段に関しては、1999年以降のグローバル・スタンダードに沿った企業会計基準の改正や追加はもと

より、国立大学法人会計基準では積極的に企業会計の理念が導入されたこと、公益法人会計基準、独立行政法人会計基準、独立行政法人会計基準、医療法人会計基準、NPO法人会計基準など、非営利法人の会計基準の改正や制定、策定が進められてきたことがある。また、少子化に伴い経営環境が変化し、財務状況が悪化した学校法人が増加し、実際に破綻、募集停止する大学が出てきて、学校法人の経営に対する社会の関心が高くなっている。学校法人の情報公開が進んでいる現状から、「社会にわかりやすく説明する仕組み」が必要になったということである。

2. 主な改正の概要と理由

今回の学校法人会計基準の改正では、主に収支の開示方法が見直された。改正にあたって、「現在の補助金交付目的を維持しつつ外部報告目的としての役割も果たしていくことが重要な観点」であり、また、「近年、企業会計において国際財務報告基準 (IFRS) に収斂していく必要性が認識されており、国立大学法人会計基準、独立行政法人会計基準あるいは公益法人会計基準においても企業会計の動向も踏まえて見直しが進められ、企業会計原則の考え方」¹¹⁾を取り入れた改正となっている。よって、学校法人会計基準の問題点として、以前より議論があった基本金制度などの計算規定の改正は行わず、学校法人が社会に対して説明責任を果たすための表示基準の改正と、キャッシュ・フロー計算書などの企業会計の考え方を取り入れた改正となっている。

以下、主な改正の概要とその理由を述べる。

①資金収支計算書について、新たに付表として活動 区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収 支計算書」を作成する(第14条の2第1項)

「現在の計算書類は、資金収支計算書と消費収支計算書の二重構造との批判はある」¹²⁾ が、「資金収支計算書は、補助金の配分の基礎資料として、また学校法人の予算管理のための手法として現在も有用であり、今後も維持すべき」¹³⁾ とされた。旧基準での収支計算書でも、収入と支出が総額で一覧表示され、予算編成上有効に活用されていた。しかし、収入と支出がずらずらと一覧表示されているので、「近年の施設強備の高度化、資金調達や運用の多様化など、本業の事業活動以外の活動が増加していること」や、「建学の精神に基づき形作られている学園の一員である在学生に対し、(中略) どのように取り組みがなされているのかについて、財務的な観点からもわか

りやすく把握できるようにする」¹⁴⁾ ために、教育研究活動、施設設備等活動及びその他の活動(財務活動など)に区分した「活動区分資金収支計算書」の作成を追加した。

また、非営利法人の会計基準の改正で、軒並みキャッシュ・フロー計算書が導入されており、比較可能性確保の観点からも「活動区分資金収支計算書」の導入は自然である。しかし、「活動区分資金収支計算書」においても「調整勘定等」が設けられており、これは学校法人に特有の項目である。前受金(入学金など)や未収入金(授業料の未納など)、前払金(当年度に納品された備品を前年度に支払っている場合など)や未払金(当年度に購入した図書を来年度に支払う場合など)は、当期に入出金があったように計上し、「調整勘定等」でマイナスして入出金を取り消し、「当該年度における支払資金の収入及び支出のてん末」を明らかにする「いわば半発生主義」「5)であり、実際の資金の流れを表示する企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは概念が異なる。

②「消費収支計算書」の名称を「事業活動収支計算書」に変更する。「事業活動収支計算書」は、事業活動収支計算書」は、事業活動収支を経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにされている(第15条)

「消費収支計算書」の名称は、「資金収支計算書」の名称との違いがわかりにくいこと」¹⁶⁾ が指摘されていた。学校法人は営利目的ではなく、「収支の均衡」を目的としている点で企業とは異なるが、純資産の増減を示すという点で、消費収支計算書は企業会計の損益計算書に近い。学校法人の事業活動の結果が純資産の増減であるから、事業活動収支計算書と名称を改めた。また、「近年の臨時あるいは教育研究事業外の収支が増加している傾向」¹⁷⁾ から、経常収支と特別収支に区分し、さらに経常収支を教育活動収支と教育活動外収支に区分し、本来の教育研究活動に関する収支が明確に把握できるようになった。

③現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本 金組入れ前の収支状況も表示する(第 16 条第 3 項)

これまで、消費収支計算書は、「いわゆる資本取引的なものが混在していること」¹⁸⁾ が問題であった。しかし、基本金組入額を控除した収支差額の表示は、学校法人の教育研究活動を将来的に継続していくことができるかを判断する上で、その重要性はより高まっている。「永続的な維持を可能にする」観点から、

長期的な「収支の均衡」を表示する計算構造は維持された。ここでの論点は、消費収支計算書では帰属収入から消費支出より先に基本金組入額を差し引く計算構造が分かりにくいということにある。よって、事業活動収入一事業活動支出を「基本金組入前当年度収支差額」とし表示し、単年度の収支バランスや基本金の組入れ余力を示すこととした。これにより、「基本金組入前当年度収支差額」がプラスの場合は、将来の教育研究のための支出に充て、マイナスの場合は収支のバランスをとる改善策が必要となる判断ができ、短期の「収支の均衡」が図れる。なお、基本金組入後の当年度収支差額を含めた繰越収支差額で長期的な「収支の均衡」を図る考え方は、従来のままである。

④旧基準の貸借対照表における「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とする(第32条)

これは、保有する資産の調達源泉を明確にし、借入金などの他人資本と自己資本を区分表示するためである。学校法人経営で重要な自己資金について、他の会計基準と同様に「純資産の部」とすることは妥当である。

⑤旧基準の貸借対照表における「固定資産」の内訳 は、「有形固定資産」と「その他の固定資産」であっ たが、固定資産の中科目として新たに「特定資産」 を設ける(第七号様式)

旧基準では、「有形固定資産」と「その他の固定資産」に分類されていたが、「その他の固定資産」の占める割合が大きく、資産の構成内容の把握がしにくいことが課題であった。使途が特定されている預金や有価証券等の固定資産に占める割合が大きいので、新たに「特定資産」を設けて3区分とし、校舎等の取替更新資金を確保する「減価償却引当特定資産」や、退職金の支払原資を確保する「退職給与引当特定資産」などを計上することで明瞭化した。

⑥基本金に関係する表示方法の変更

まず、基本金制度自体の問題である。学校法人の会計書類が、社会一般への説明書類として活用され、学校法人特有の基本金の意義や内容が理解しにくい、また、理事会の意思決定次第で当年度収支差額の多寡が左右され、社会からは収入からの利益前取りと誤解されている、という指摘である¹⁹。しかし、今回の改定における基本金制度の扱いは、「学校法人の健全性を維持する上で有効な仕組みであるため、さらなる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方は維持す

べき | ²⁰⁾ とされた。

次に、「二重負担」の論点である。第1号基本金組 入対象の償却資産については、基本金組入前当年度 収支差額からの組入れ、または第2号基本金からの 振替で施設設備関係支出に相当する額を基本金とし て組み入れる一方、この基本金組入対象とされた償 却資産の取得価額については、減価償却が実施され る。減価償却は、発生主義に基づき固定資産の価値 の減少を認識し、期間対応した事業活動収支を把握 する目的のほかに、減価償却累計額に相当する何ら かの資産が留保され、資産の取替更新を可能にする 効果がある。従前より、第1号基本金制度に関して は議論が多い。肯定意見は、「会計の原則が新たな展 開を志向するとき演繹的発想が不可欠」、「必要な資 産の維持こそが学校法人の財産上の最大の課題」、 「基本金の概念には学校法人が維持すべき資産は自 己資金で賄うべしという理念がある」に集約される。 否定的意見は、「消費収支計算は学校法人を営利法人 視する風潮を生む」、「非営利法人である学校法人に そぐわない会計方式である」、「基本金組入計算の恣 意性が大きく消費収支計算情報の客観性が希薄であ る」、「基本金組入を先行させ、その上消費収支計算 において減価償却費の計上を強制しているこの会計 方式は造成資本会計の一種であり、消費支出超過額 の累計額を大きくさせる可能性を秘めている」など に集約される 21)。これも、今回の改定における基本 金制度の扱いは、「基本金組入れの実施の効果につい て疑問をもつ意見もあるが、基本金のもつ意味は、 減価償却実施完了年度における再取得資金の留保の みにあるのではなく、固定資産取得時においてその 取得源泉が確実に確保されている状態を示すこと」 にあり、「基本金組入れと減価償却の両者を実施する ことが学生等にとって二重負担となるという意見は 妥当なものと言えない」22)として、学校法人会計の 「収支の均衡」の考え方を踏襲した。

以上の議論を踏まえ、

- ・将来に固定資産を取得するために積み立てた預金 などの資産の額を示す「第2号基本金」について、 それに対応する資産を「第2号基本金引当特定資 産」として表示する(第七号様式)
- ・奨学金や研究のための基金として継続的に保持し、 運用する資産の額である「第3号基本金」について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定 資産運用収入」として明確化する(第一号様式)
- ・学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として、

恒常的に保持すべき資金の額である「第4号基本金」について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記する(第34条第7項)

等の改正が行われた。

Ⅳ. 財務分析

1. 経営指標

巷にある学校法人に関する書籍や雑誌の一部には 首を傾げる場合も多い。また、学校法人の存在意義 からは、その教育内容や人材育成、研究成果の社会 還元など定性的な指標で評価されるべきであるが、 その客観的評価は難しい。学校法人の経営状態を評 価する場合は、日本私立学校振興・共済事業団(以 下、事業団)発行の『今日の私学財政』を活用して、 競合校などと比較することが考えられる。また、「学 校法人の破綻のきっかけは資金ショートであるため、 指標としてはキャッシュ・フローを重視」²³⁾した、 事業団発表の「定量的な経営判断指標に基づく経営 状態の区分」(図 3)がある。

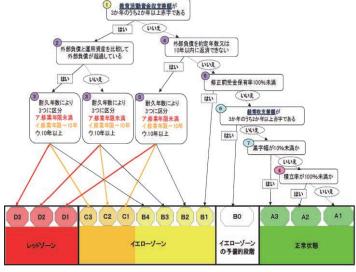


図3 定量的な経営判断指標

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団私学振興事業本部ホームページ「経営判断指標」

http://www.shigaku.go.jp/files/s_center_shihyo27-1.pdf(2017/11/16 取得)

ただし、このフローチャート(以下、FC)には批判が多い。柳田(2015)によれば、平成25年度版 FCに対し、より多くの学校法人が経営実態よりも経営状態の区分が低落する可能性があること、将来の施

設・設備の充実のためにさらなる資金の蓄積を政策 誘導するものとしている²⁴⁾。日本私立教職員組合連 合(2015)でも、平成25年度版 FCに対し、「教育 研究活動キャッシュ・フロー」と「耐久テスト」の 異質なものを一つの FCに押し込めていること、教 育研究キャッシュ・フローのプラス・マイナスを偏 重する非合理さ、過剰蓄積を促進する指標であり、 「耐久テスト」とは無関係であること²⁵⁾など批判し ている。結局は、「私立大学を内部留保に駆り立てさ せ、私学助成の増額などがなくても十分に余裕を もった経営が可能であるように財務体質の強化を促 していると理解する以外にない」²⁶⁾ということで集 約される。

そこで、事業団の FC の妥当性を検証したいが、 「教育活動資金収支差額」は過去2ヶ年の決算額と 当年度の決算見込額を使用するし、「外部負債を約定 年数または 10 年以内に返済できない」は将来 10 年 における資金繰り見込額を使用して推計するなど、 公開されている情報だけでは算定できない。そもそ も FC は、学校法人の理事等が事業団に経営相談す る際に活用することを想定しているからである。し かし、2015年度以降から学校法人会計基準が適用さ れ、活動区分資金収支計算書が導入されているので、 「教育活動資金収支差額」は容易に入手できるよう になった。FC は「教育活動資金収支差額」からス タートするが、3ヶ年のうち2ヶ年がマイナスであ れば、他の指標如何によらず「レッドゾーン」「イエ ローゾーン」に分類されてしまう。「教育活動資金収 支差額」を最重要視しているが、それに対する指摘 は前述の通りである。

本稿では、今後の本格的な学校法人の財務分析へ の試みとして、2016年度の「教育活動資金収支差額」 データを収集し、その比率を算定した。それと比較 するのは、事業団が提示している35の財務比率、特 に「経営破綻を予防するためという性格」が強く、 より FC の趣旨に近い、「自己診断チェックリスト (大学・短期大学編) 平成28年度版」で示されてい る財務比率の中から「経常収支差額比率」を選択し、 従来からの「人件費比率」、「特定資産構成比率」と した(表2)。これらを採用したのは、学校法人会計 基準の改正により、新たに経常収支や特定資産が表 示され、財務分析しやすくなったからである。対象 は、愛知県内に大学、短大を設置している44の学校 法人とする。愛知県は、地元進学率が全国最高で唯 一70%を超える。その同一県内の大学、短大を運営 する学校法人に限定して比較することは、それなり の意味があると思う。

ただし、留意点や制約が3点ある。1点目は、ほとんどの大学、短大が、高校や幼稚園などを設置しており、それらの学校を含めた学校法人全体の財務書類であること、2点目は、医学部を有する2学校法人は病院収支が混在し、他の学校法人との単純比較ができないために除外すること、3点目は、残念ながら2016年度の財務書類を開示していない、または付表である活動区分資金収支計算書を公開していないなどの理由で対象から外れた4法人が存在することである。よって、38の学校法人が対象となった。

登金収入合計	本業である教育活動収入の範囲内で、どの程度余裕をもって運営できているかの比率。健全経営のためにはプラスであることが最低条件。一般に20%水準が目安となる。 経常的な収支のパランスを表す比率。最近は全国的に改善している傾向が	1.8%
CE-IX/CEDI	20%水準が目安となる。	1.0%
又支差額	経営的な収支のバランスを表す比率 最近は全国的に改善している傾向が	
	ある。経常収入は、教育活動収入土教育活動外収入であり、金利負担以上	
9収入	に資産運用収入を計上している傾向がある。	3. 470
件費	最大の支出項目である人件費が、他の教育研究経費等を圧迫していないか	53. 7%
\$収入	比率に抑えることが必要で、どちらかと言えば低い方が望ましい。	55. 7%
2資産	各種引当特定資産等の長期にわたって特定目的のために保有する金融資産	
 資産	の	21.3%
1	件費 中費 一	件費 最大の支出項目である人件費が、他の教育研究経費等を圧迫していないかを判断する。教育研究条件等に直結するので一概には言えないが、一定の比率に抑えることが必要で、どちらかと言えば低い方が望ましい。 「登産 各種引当特定資産等の長期にわたって特定目的のために保有する金融資産の蓄積状況を示す指標。近年では、中長期的な視点に立った経営計画の策

表2 財務指標について

(※) 学校経理研究会 (2017) 『平成 28 年度版 今日の私学財政 (大学・短期大学編)』 (医歯薬系除く) p. 267 による

2. 結果

事業団が最重要視する「教育活動資金収支差額比率」は、33 法人がプラス、5 法人がマイナスであった。2016 年度の全国平均は1.8%であるが、プラスの33 法人全てがそれを上回っており、愛知県内の私

立大学等を有する学校法人の多くが、教育活動の資金収支バランスを保持している。2016年度全国平均の基本金組入率が11.1%、減価償却額比率11.8%なので、「収支の均衡」のためには「教育活動資金収支

差額比率」は 20%以上であることが理想的である。 上記33法人のうち20%以上なのは5法人であった。

「経常収支差額比率」は、22 法人がプラス、16 法人がマイナスである。2016 年度の全国平均は3.4%であるが、17 法人がそれを上回る。先の「教育活動資金収支差額比率」のマイナス5 法人のうち3 法人は経常収支差額比率もマイナスであるが、ほかの2 法人は資産運用収入等で教育活動収入のマイナスをカバーしている。逆に、「教育活動資金収支差額比率」がプラスの法人で「経常収支差額比率」がマイナスになっているのが13 法人あるが、これは非現金支出項目である減価償却費の負担が影響している場合が多い。

「人件費比率」の全国平均は53.7%である。これは各学校法人の実態に合った水準を維持しなければならない。人件費は最大の支出項目であり、かつ固定費であるので、直ちに大幅な削減はできない。しかし、その水準が過大になれば教育研究活動を圧迫し続け、経営を悪化させる。さらに、今後は退職金負担も考慮していかなければならない。愛知県内では、26法人が全国平均を上回る結果であったが、うち3法人が70%を超えていた。そのうち2法人は、「教育活動資金収支差額比率」及び「経常収支差額比率」もマイナスである。学生生徒等納付金に対する依存率が100%前後で常態化し、資金ショートのリスクが高い学校法人と判断される。

「特定資産構成比率」の全国平均は21.3%である。この比率が高いほど財政基盤が安定しており、学校法人運営を計画的に行うことができる。学校法人によっては特定資産に繰り入れずに現預金や短期有価証券で保有する場合もある。しかし、「永続的な維持を可能にする」ため、中長期的な視点に立った経営計画を策定し、「第2号基本金引当特定資産」や「施設設備拡充引当特定資産」等として、使途が特定された預金や有価証券等で保有することは、今後の安定な経営計画の遂行を下支えする。9法人が全国平均を上回っているが、一方で、16法人が10%以下であった。

以下、本稿で用いた財務指標の相関を示す(表3)。「教育活動資金収支差額比率」と「経常収支差額比率」と「人件費比率」に率」及び「経常収支差額比率」と「人件費比率」に相関がみられる。次に、「経常収支差額比率」と「人件費比率」の関係に「教育活動資金収支差額比率」の情報を織り込んだ散布図を図4で示す。

表3 財務指標間の相関

教育活動収支差額比率	経常収支 差額比率	人件費比率	特定資産 構成比率
差額比率	差額比率	八十貞儿平	構成比率
1			
	.627**	− .357*	009
.627**	1	−.675 * *	0.056
− .357*	675**	1	-0.284
009	0.056	-0.284	1
	−.357 *	.627** 1 357*675**	.627** 1675** 357*675** 1

**1%水準(両側) *5%水準(両側)

経常収支差額比率

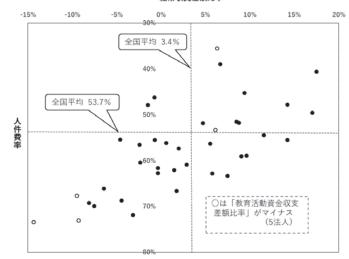


図4 財務指標の散布図

学校法人の自己資金が不足した場合、企業会計における増資は行えず、また一定の教育研究水準を確保する責務があるので、借入金に頼るしかない。学校法人の収入は学生数に比例する一方、支出の大部分を占める人件費を収入に見合ったように削減する場合は、教職員のリストラか、給与水準を下げるしかないが、そう簡単ではない。教育研究経費や管理経費は必然的に発生する項目が少なくなく、短期で大幅に削減することが難しい。こうした収支ともに硬直化した傾向が強い学校法人だからこそ、長期的な「収支の均衡」を重視しているのである。18歳人口が減少し続けるこの先、いったん収支が悪化すると短期に改善することは困難であることを、学校法人の経営者は肝に銘じなければならない。

∇. おわりに

上記の財務分析では、「教育活動資金収支差額比率」を中心に、本稿で扱った財務指標以外の指標も用いて相関分析を行ったが、その結果は紙面の関係上、別稿に譲りたい。本稿では、愛知県内の学校法

人に限定して、情報公開された財務情報から数値を集め、4 つの財務指標に限定して財務分析の結果の一部を示した。今回対象とした約 1/3 の大学等では定員割れとなっており、学生募集に苦労されている。しかし、そんな中でも、ほとんどの学校法人は財務の健全化に努力されていることが垣間見られた。文科省は、上記の FC を利用して、経営危機が深刻化する大学には、貸借対照表の指標を用いて「退場」を勧告できるような仕組みを検討している。日本の私学法改正について、「理事会の権限を強化するだけでなく、むしろ学園を私物化するような理事長や理事会になりやすい危険性」があり、「実質的な意味で学内のチェック強化や適切な提案がどこまで可能なのか、疑問も残る」²⁷⁾ との意見を引用して終わりたい。

注

- (1) 学校法人財務基準調査研究会 (1970)「学校法人の財務基準の調査研究について」
- http://zen.lolipop.jp/youran/monka/zaiken-450502.htm (2017/11/22 取得)
- (2) 学校法人松本学園ホームページ
- http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/4-2.pd f(2017/11/23 取得)
- (3) 文科省(2013)「学校法人会計基準の一部改正 について(通知)」(25 文科高第90号)
- http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021 403/1333921.htm(2017/11/25 取得)

引用文献

- 1) 文部科学省(2012)「学校法人会計基準の諸課題 に関する検討について(課題の整理)」p.2
- 2) 梅田守彦 (2016)「大学経営における財務情報」 柴健次編著『公共経営の変容と会計学の機能』同 文舘出版、p. 271 (原典は、矢野 (2011)『「習慣病」 になったニッポンの大学 - 18 歳主義・卒業主義・ 親負担主義からの解放』日本図書センター、p. 136)
- 3) 新日本有限責任監査法人編(2015)『Q&A学校 法人会計の実務ガイダンス』中央経済社、p.9
- 4) 梅田守彦 (2016)「前掲書」p. 276
- 5) 梶間栄一 (2014) 『よくわかる学校法人会計の仕 組みと決算書の見方 (改正会計基準完全対応版)』 ぎょうせい、pp. 228-229
- 6) 梶間栄一 (2014) 『前掲書』p. 134
- 7) 日本公認会計士協会学校法人委員会(2014)「基

- 本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A (学校 法人委員会研究報告第15号)」p.9
- 8) 文部科学省(2012)「前掲書」p. 2
- 9) 林兵麿(2016)「学校法人会計の開示の実態について」『常盤大学経営学紀要』第4巻第1号、pp. 42-43
- 10) 林兵麿 (2016)「前掲書」p. 43
- 11) 文部科学省(2012)「前掲書」p. 2
- 12) 文部科学省 (2012) 「前掲書」p. 10
- 13) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013)「学校法人会計基準の在り方について 報 告書」p.7
- 14) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013)「前掲書」p.7
- 15) 梶間栄一 (2014) 『前掲書』p. 113
- 16) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013)「前掲書」p. 10
- 17) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013)「前掲書」p. 10
- 18) 文部科学省(2012)「前掲書」p. 8
- 19) 文部科学省(2012)「前掲書 p. 3
- 20) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013)「前掲書」p.4
- 21) 髙橋一利 (2014)「学校法人会計基準に関する 課題と改善一第 1 号基本金を中心に一」『大学ア ドミニストレーション研究』第 5 号、桜美林大学 大学院大学アドミニストレーション研究科、p. 32 (原典は、細田哲 (1985)「学校法人会計基準の 問題点について (1) 一特に消費収支計算書およ び基本金組入計算に関連して一」『城西経済学会 誌』20 (3)、pp. 5-16)
- 22) 日本公認会計士協会(最終改正 2007 年)「学校 法人会計問答集(Q&A)第16号 基本金に係る 実務上の取扱いについて」p.8
- 23) 日本私立学校振興・共済事業団学校法人活性 化・再生研究会 (2007)「私立学校の経営革新と 経営困難への対応-最終報告-」p. 13
- 24) 柳田純也(2015)「「経営判断指標」の批判的検討」『名城論叢』第15号特別号、p. 151
- 25) 日本私立大学教職員組合連合(2015)「私学事業団「経営判断指標」に対する批判と提案」p. 7-8
- 26) 梅田守彦 (2016)「前掲書」p. 282
- 27) 両角亜希子 (2012) 「私立大学の自主性と公共 性-日韓の私立学校法の比較からー」『大学論集』 44、広島大学高等教育研究開発センター、p. 191